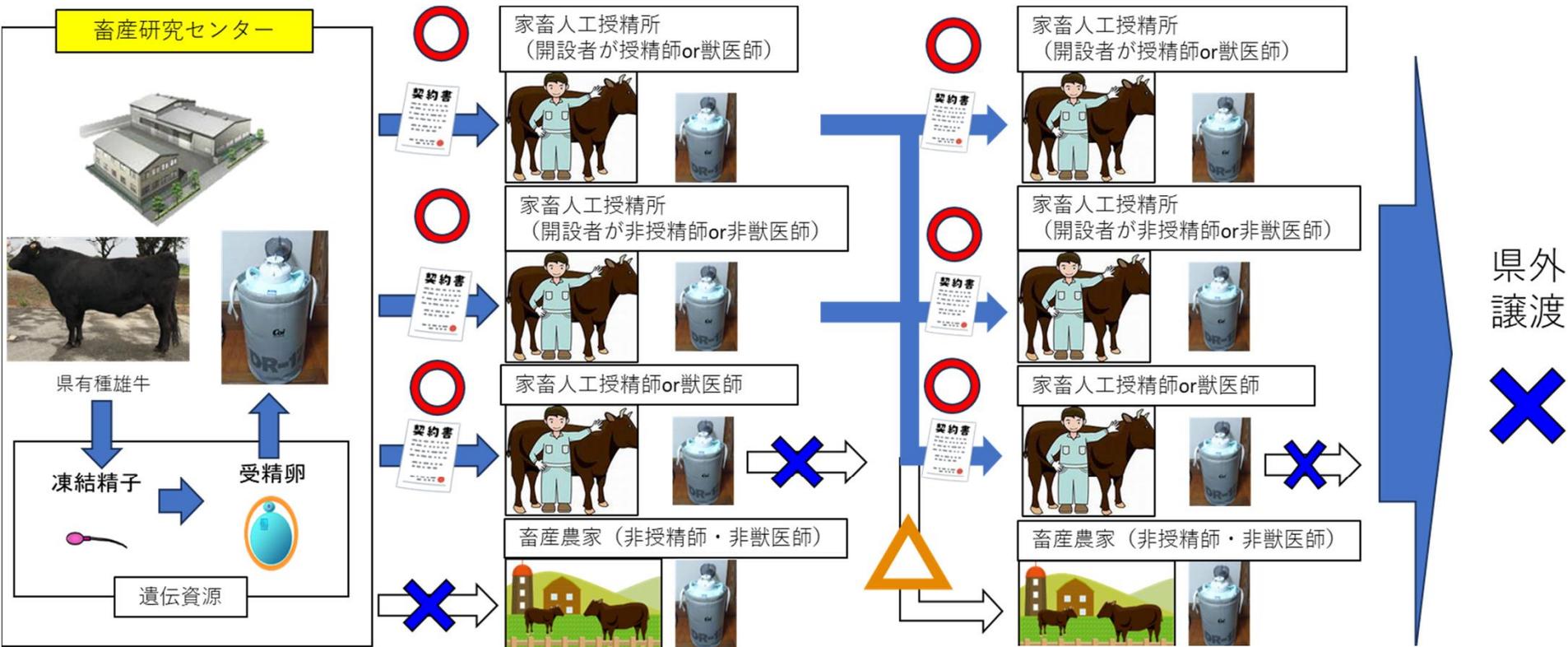


沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領について



やむを得ない場合を除き、譲渡しない。
 ※譲渡する場合は、別記様式4「宣誓書」を家保に提出。
 家畜改良増殖法第35条に基づく立ち入り検査に協力

(主なポイント)

- ① 県有種雄牛の遺伝資源の利用は県内利用＋肥育・繁殖牛生産に活用させること。
- ② 県からの譲渡対象者は家畜人工授精所開設者、家畜人工授精師又は獣医師（畜産農家は不可）。譲り受けた遺伝資源は適切に管理すること。
- ③ 家畜改良増殖法第35条に基づく立ち入り検査に協力し、報告を求められた際は人工授精簿、譲渡記録簿、その他適正な授精業務の実施を証明できる書類を提出すること。
- ④ 法令に違反した者、あるいは県外に精液等を流出させた者への譲渡停止。

全ての沖縄県有種雄牛の遺伝資源は、県内の民間授精所等から県外へ譲渡できません！

●精液等証明書の裏書き記載方法（家畜人工授精所⇒家畜人工授精所への譲渡）

譲渡者が
記入

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受をした年月日
沖縄県国頭郡今帰仁村諸志2009-5 沖縄県畜産研究センター R6.1.31	沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.1.31
沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.2.1	沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.1
（参考）注入又は体外授精記録	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	
家畜登録機関及び登録番号	
注入又は体外受精年月日	

譲受者が
記入

●精液等証明書の裏書き記載方法（家畜人工授精所⇒所未開設の家畜人工授精師等、非授精師等への譲渡）

以降の譲渡ができない
よう、証明書に記載
または押印

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受をした年月日
沖縄県国頭郡今帰仁村諸志2009-5 沖縄県畜産研究センター R6.1.31	沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.1.31
沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.2.1	沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.1
沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.5	沖縄県〇〇郡〇〇町〇〇 2-2 ●● ●● R6.2.5
記載又は押印（例：以降譲渡はできないものとする、●●氏の所有牛にのみ利用可等）	
（参考）注入又は体外授精記録	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	
家畜登録機関及び登録番号	
注入又は体外受精年月日	

自己所有牛にのみ利用。
他者へ譲渡できない。